

中世ドイツの國王選舉と多數決原理

町田實秀

ドイツ王國はフランク王國の分身と考へられたが、西歴九一一年カロリング王統の斷絶を機會に、純世襲制を廢して、選舉王制を確立した。惟うにカール大帝の如く、力を以て他の種族を征服して、國家の統一を完遂した場合には、支配關係が直に法律關係となつて、國內の秩序が維持されるが、種族のいわば寄せ世帯であつたドイツに於ては、一種族の統卒者が他の種族をも支配する法的根拠を缺いていたし、種族相互の調和が中々困難であつたから、秩序の維持に何等か特別の方法が講ぜられねばならなかつた。そこでとられたのが統卒者を選擧に依つて定める、と言うゲルマン古來の方法であつた。然し、一〇七七年フォルヒペハの諸侯會議で、宣言されたような、自由選舉は稀にしか行われなかつた。國王の勢威大なる時には、世襲制と實質的に同じ效果を來す方法が既に早くから試みられた。王は、或は東ローマの副帝の制度に倣つて、在位中に其子を副王として後繼者に豫定したり、或は候補者を指定 (Designatio) して其選立を諸侯に豫約せしめたりした。然し諸侯も亦血統を重視したから、事實上、王朝は繼續した。ザクセン家からザリー家へ (一〇二四年) 又ザリー家からシュタウフェン家へ (一一五二年) と、王朝が移つた際にも姻戚關係を辿つてゐる。斯して十三世紀中葉迄は世襲制と選舉制とが特異の形で結合してゐたが、大空位時代 (一二五〇—一二七三年) を境として、所謂選舉侯時代に入るや、ハップスブルク家、リュクセンブルク家、ヴェッテルスバハ家の各々から、交互に候補者が選ばれて、國王に選立された。そして又十五世紀中葉にはハップスブルク家の世襲となつてしまつた。然しいづれの場合に於ても、形式的には常に選舉によつて即位するを原則とした。たとへ事實上は相續であつても、支配者たる法的地位は選舉によつて初めて與へられたのである。

中世ドイツの國王選舉と多數決原理

一橋論叢 第二十四卷 第四號

ところが中世ドイツの國王は、同時に又、神聖ローマ帝國の皇帝でもあつたから、皇帝としての冠を授けるローマ教皇は勢ひドイツ國王の選舉に大きな關心をもたざるを得なかつた。既に敘任權の争の時、グレゴリウス七世は、ドイツに對して、國王廢位權、二重選舉の仲裁權、選舉の結果の承認權等を主張したが、爾來歴代の教皇は、機會ある毎に、國王選舉に干渉した。従つて、教皇の不當な干渉を排除する爲にも、教皇の審査に合格する爲にも、選舉の手續方式を整備して、合法性を立證する必要に迫られたが、當然カノン法の影響を蒙らざるを得なかつた。然し夫と相並んで選舉權者の範圍が次第に縮小され、特定の選舉侯が確定し、遂に選舉侯團が成立したが、夫に伴つて、選舉の方式も亦變らざるを得なかつた。こうした制度的發展の間に、ローマ的法律意識がゲルマン的法律意識の間に侵入を試みるのである。初は之を排撃したが、聽て之と妥協し、遂に之に克服される。選舉の方法も、初は全會一致を原則としたが、遂に多數決原理を認めざるを得なくなるのである。

—

ドイツ國王は、全國民から全會一致で、選ばれることを建前としたが、古代ゲルマンの民會の決議方法(註一)と同じく、有力者が先づ提案し、民衆は唯、之に同意(註二)(*Vollwort*)を與うるに止つた。然しこうした形での民衆の参加も、一〇二四年のコンラート二世の選舉を最後として、其後は聖俗の公侯伯のみが参加し、民衆は唯、選舉の結果の布告に對して歡呼の聲を擧げるに過ぎなくなつた。夫と共に、直接に選舉に参加する有力者の範圍も、次第に狭くなり、然かも其中にあつて、現實に投票する者と同意を與へるに止る者とが別れて來た。斯して漸く十二世紀頃から選舉の方式が整つて來たが、時代の政治的影響を受けて、十三世紀中葉と十四世紀中葉に、著しき變化が起るのである。(註三)従つて選舉方式の變遷は之を三期に分つことが出来るであらう。

第一期 十三世紀中葉まで

此期には選舉手續は前後の二段に分れた。サクセン法鑑(Sachsenspiegel)の irwelen と Kiesen とが之に當る。

一、irwelen (Vorwahl) は候補者一名を決定する爲のいわば事前の打合である。先王に依つて候補者が既に「指定」(designatio)されている場合には、之の必要がないから、直に本選舉に入るが、然らざる場合には、先づ此下相談で、諸侯の意見を一つにまとめ「全部の者の票を一つに統合」(dirigere omnium vota in unum)しなければならぬ。然し投票をして多数決で事を決するのではなくして、互に話合う間に妥協が行われて、全會一致の形で、候補者が一名決定するのである。従つて、初から見解を異にする者は、出席しないし、論争の間に自説が通りそうもないと見極めをつけると退場し、後に残つた者だけで、全會一致の議決が行われる。然し缺席したり退席したりしても、投票の権利を失うのではないから、之等反對意見の者は、場合によつては、他の場所、他の時に、他の候補者(所謂對立王 Gegenkönig)を選立する。其結果、所謂「二重選舉」(Zwiefach)となることが屢々あつた。かかる場合には、之等二人の王は武力に訴へて事を決するか、或は教皇に訴へて、其裁定によつて問題を解決する。

一、Kiesen (Krit) は本選舉である。有力な諸侯が一人づつ前に進み出て、既に指定 (designatio) 又は事前の打合 (irwelen) を確定してゐる一名の候補者を「名指して投票する」(Di namen Kiesen)。此「嚴かな選舉宣言」(feierlicher Kürspruch) は、元來は戴冠式の司會者マインツ (Mainz) の大司教と其補佐役たるトリエル (Trier) とレン紀 (Köln) の二大司教によつて先づ行われ、續いて其他の聖界諸侯が進み出て、夫から俗界諸侯と言う順序だ

つたらしいが、俗界諸侯の先頭は種族公達 (Stammesherrzöge) とファルツ伯 (Pfalzgraf) であつた。然るに此「最初に投票する者」(Ersten an der Kur) の数が次第に限定されて来て、十三世紀中葉には聖俗各三名づつ、合計六名の諸侯となつた。そして之等主要選挙人の個別的選挙宣言が終つた後で、参列の他の侯伯が同意 (consensus) を與へた。之も初は個別的に行われたらしいが、十二世紀頃には、拍手喝采の形で揃つて行われるようになった。

第二期 十三世紀中葉から十四世紀中葉まで

十三世紀中葉過ぎに七名の選挙侯 (Kurfürsten, electores) が確定し、聽て之等が選挙侯團 (Kurfürstenkollegium) と言う法人的統一體をなすようになると共に、政治事情の影響を受けて、選挙の方式に大きな變化が起つた。手續が前後の二段に分れることと、前段の「指名」(nominatio) が候補者決定の爲の打合であることは、第一期と同様である。ところが後段の「投票」(electio) に於ては、個別的投票が廢止されて、選挙侯一同が仲間の一人に投票を委任し、此者が「總ての選挙侯の委任と名に於て」(auctoritate et nomine omnium electorum) 投票をなすことになつた。此新しい方法は當時既に、教皇や司教の選挙に於て行われていたところの「一人による投票」(electio per unum) と軌を一にするところから、カノン法の繼承か否かが問題とされたことがある。

第三期 十四世紀中葉以後

一人に投票を委任する方式は一三四六年のカール四世 (Karl IV.) の選挙の際には最早行われず、實際行われた新しい方式が一三五六年の金印勅書 (Goldene Bulle) で成文化され、十八世紀迄、即ち最後の神聖ローマ皇帝フランツ二世 (Franz II.) の選挙の時 (一七九二年) 迄行われた。^(註五) 此新しい方式は最早手續を二段に分たず、全會一致主義

も一人に投票を委任する方式も廢止して、多數決原理を採用している。即ちマインツの大司教の間に對して、トリエルの大司教以下六名の選舉侯が一人づつ一定の順序で答へた後で、最後にマインツの大司教が投票した。従つて六名の賛否が同數となつた時には、マインツの大司教の票が決定投票となつたわけである。

以上が中世に於ける國王選舉の方式の概要であるが、更に個々の選舉を、年代順に検討することによつて、歴史的裏付をなしつつ、其間に如何にしてゲルマン法的全會一致の原則に代つてローマ法的多數原理が確立されて行つたかを明にした。

(註一) 町田實秀「指導者原理の意義と其歴史的背景」、一橋論叢第四卷第二號四四頁參照。

(註二) Hugelmann, Die deutsche Königswahl im corpus iuris canonici, 1909, S. 161.

(註三) 以下國王選舉の概要については Schröder, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 6. Aufl., 1922, S. 514—519; Schwerin, Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 1934, S. 145—147; Planitz, Germanische Rechtsgeschichte, 1936, S. 147—148 等參照。

(註四) 町田實秀「多數決と全會一致」、一橋論叢第二十三卷第二號三〇頁參照。

(註五) Schwerin, a. a. O. S. 146.

(註六) トリエルの大司教、ケルンの大司教、バーメ王、ファルツ伯、ザクセン公、ブランドンブルク邊疆伯、マインツの大司教の順で投票した。第一期に於て、眞先に投票して、主導的役割を演じたマインツの大司教は第三期に於ては最後に投票をなすが、夫が決定投票となる點に於て、矢張り主導的役割をなしている。マインツの大司教が、選舉終了後、其名に於て布告を作成して公示するところに第二期の「一人による投票」(electio per unum)の名残が見られる。

二

世襲制を立法化して、シュタウフフェン王朝の永久化をはからんとしたハインリヒ六世 (Heinrich VI.) の計劃は聖俗諸侯の反對を受けて挫折したが、翌一九七年ハインリヒ急死するや、諸侯は幼少の遺兒シリー王フリードリヒ二世 (Friedrich II.) を後繼者に選ばんとした。然しシリー王位とドイツ王位との結合を喜ばぬ教皇廳の反對にあい、改めて他の候補者を選ばねばならなかつたが、諸侯の利害の對立は二重選舉を惹き起した。

一九八年のフィリップ (Philipp von Schwaben) とオットー四世 (Otto von Braunschweig) との二重選舉は、はしなくも、主として選舉に關與する諸侯は誰々であるか、との問題を提供した。マインツ、ケルン、トリエルの三大司教とファルツ伯の所謂四人のライン諸侯が「最初に投票する者」に屬することは當時既に一般に認められていたが、折柄マインツの大司教コンラート (Konrad) とファルツ伯ハインリヒ (Heinrich) は十字軍に加つて遠く聖地に在つたので、ケルンの大司教アドルフ (Adolf) はトリエルの大司教と二人だけで充分、選舉の要件を充し得ると考へ、一九八年の初、多數の聖界諸侯と共にアンデルナハ (Andernach) に會して、候補者の詮衡に着手した。ところがケルンのアドルフは教皇派と目されていたから、シュタウフフェン派のバイエルン公、ザクセン公、ミュンスタールの司教其他多數の諸侯は、自派に不利な候補者が選ばれることを恐れて、急遽ミュールハウゼン (Mühlhausen) に會して、三月六日、マグデブルクの大司教の司會でフリードリヒの叔父フィリップを王に選立した。

此報一度傳わるやケルンの大司教は、選舉地と選舉人の要件の不備を指摘して、フィリップの選舉の無效を主張し、

六月九日、ケルンに於て、オットー四世を選立した。オットーの兄弟ファルツ伯は、其年十月歸還して、直にオットーに投票したが、マインツの大司教は中々歸國せず、其賛否が問題となつた。トリエルの大司教は、選舉には缺席したが、必ずやオットー側に立つべし、とのケルンの大司教の確言にも拘らず、其年九月に行われたフィリップの戴冠式に列して、フィリップ側であることを明にした。^(註一)

折しも教皇の位に即いたインノケンチウス三世 (Innocentius III.) は、教權擴張の第一着手として、此二重選舉の裁決權を主張した。フィリップ側は之を拒否して、一一九九年五月二日シュペイエル (Speyer) で聲明書を發表した。其後一年有餘、教皇は最後の斷を下すことを躊躇していたが、遂に一二〇〇年末か一二〇一年初、樞機卿會議での演説「デリベラチオ」(Deliberatio)^(註二)で、オットーを承認する旨を聲明し、使節ギドー (Guido von Präneste) を派して、一二〇一年七月三日ケルンで、其即位を宣言せしめた。之に對してフィリップ側は、一二〇二年一月、再び抗議をなしたが、其回答として、同年三月、教書「ヴェネラビレム」(Venerabilem) が發せられた。

裁決の理由はデリベラチオの中に詳細に述べられている。教皇はフリートリヒ、フィリップ、オットーの適格性を夫々検討し、前二者は、教皇廳の利害から打算して、不適格なりと斷じて、結局オットーを承認したのであるが、フィリップの選舉については、彼が「多數の然かも權威ある人々から選ばれた」(a pluribus et dignioribus electus)との理由で、一應其合法性を認めている。オットーについても亦、參加した特定選舉人が多かつたことを強調してはいるが、當時既に教皇選舉に於て行われていた多數決原理を採用しようとは試みていない。蓋し選舉權者の範圍が未だ確定していなかつたからでもある。之よりさきオットー側は屢々教皇廳に訴へて「法律上國王選舉の任務

を有する者」(ad quos de iure spectat electio, quorum interest regem eligere, qui de iure eligere debent) が多數参加したことを強調したが、^(註三) 教皇も亦、オットー側に「皇帝選舉に主として關與する諸侯」(ad quos principaliter spectat imperatoris electio) が多數参加したことを認めている。^(註四) しからば「主として」(principaliter) 選舉に關與する諸侯とは果して誰々か。四人のライン諸侯を指すとすれば、オットーの選舉には、確にケルンの大司教とファルツ伯の二人が参加しているし、態度不明のマインツの大司教をも加へると三人となるから、確に教皇の言う通りであるが、此特權諸侯が果して誰々であるかは明にされていない。従來、其時々で、選舉に關與した諸侯の顔觸が異なるから、確定的に其氏名を公にすることは、徒に紛糾を來す恐があつたのであらう。然し之を機會に、主たる選舉人は誰々であるかについて、各方面から種々様々な見解が發表された。夫等を組合せ、其中をとつたものがザクセン法鑑である。^(註五) 編者アイケ (Eike von Repen) は、トリエル、マインツ、ケルンの三大司教と、ファルツ伯、ザクセン公、ブランデンブルク邊疆伯の三俗界諸侯、合計六名の諸侯の名をあげている。後に七選舉侯の一員となつたノルメ王 (ボヘミア王 König von Böhmen) についても言及しているところを見ると、當時既に問題となつてはいたのであらうが、ドイツ人ではないと言う理由で除外されている。

(註一) Hugelmann, Die deutsche Königswahl im corpus iuris canonici, S. 164 ff.

(註二) Deliberatio de facto imperii super tribus electis 此要旨は簡略に The Cambridge Medieval History, vol. VII, p. 57 に説明せらる。

(註三) Hugelmann, a. a. O. S. 167.

(註四) Kramer, Wahl und Einsetzung des deutschen Königs, 1905, S. 47.

(註五) Hugelmann, a. a. O. S. 170.

ところがザクセン法鑑編^(註一)纂後に行われた最初の選挙である一二三七年のコンラート四世(Konrad IV.)の選挙には、ベーメ王が参加している。尤も之は、當時尙位に在つたフリートリヒ二世が、ヴィーン滞在中に、第二子コンラートを王位候補者に指定(designatio)する爲に行つたものであつて、本來の選挙とは言い難いが、マインツとトリエルの二大司教とファルツ伯の他に、ベーメ王が参加している。^(註二)之を見てもザクセン法鑑の六選挙侯は未だ確定的に公認されたものではないことを知るのである。

然るに一二四五年フリートリヒ二世破門に處せられるや、既にコンラート四世が指定されて居るにも拘らず、一二四六年にはラスペ(Heinrich Raspe)が、一二四七年にはヴィルヘルム(Wilhelm von Holland)が王に選立された爲、之等三者が並び立ち、之等のうち果して誰が皇帝の権利を完全に行使し得るか、從て又、支配權の基礎としての選挙の合法性如何が問題となつた。

ところで、ヴィルヘルムの選挙に参加した者はラインの三大司教のみであつたが、参列した教皇使節は、ヴィルヘルムは「皇帝選挙に権利を有するものと認められてゐる諸侯の全會一致の投票び」(communi voto principum, qui in electione caesaris ius habere noscuntur)選挙された、と報告したので、教皇はヴィルヘルムを王として承認した。然し誰か果して選挙權を有する諸侯であるかは、依然として明示されなかつたが、少くもザクセン法鑑に列記された俗界諸侯は一人も参加しなかつたから、此點からしても全會一致とは言ひ難かつた。^(註二)さればこそリューベック、

ゴスラル其他ザクセン地方の諸都市の市民達は「選舉に投票權を有する」(qui vocem habent in electione)ザクセン公やブランデンブルク邊疆伯が参加しなかつた此選舉は全會一致と看做すことを得ず、従つてヴィルヘルムを王として認め難し、として臣従を拒絶した。^(註三)

其結果、追加選舉(Nachwahl)を行わざるを得なくなり、一二五二年三月二十五日、ブラウンシュヴァイヒ(Braunschweig)の國會で、ザクセン公とブランデンブルク邊疆伯の追加投票が行われたが、其際ベーメ王も追認したらしい。^(註四)斯して初めて、ヴィルヘルムは「全會一致で選舉された」(in concordia electus)もの、と一般に承認されるにいたつたのである。

此ブラウンシュヴァイヒの追加選舉の際、特定諸侯の全會一致が選舉の要件として確認され、其顔觸が略々確定したらしい。教皇使節に隨行し、此選舉に列席した大司教セグシオのハインリヒ(Heinrich von Segusio)が後に教書ヴェネラビレムに附した註解の中で、七選舉侯の名を記している。ザクセン法鑑の六選舉侯にベーメ王を加へた七名であるが、ベーメ王については、他の六諸侯の意見が一致した時には、其投票を必要としないが、不一致の際には、ベーメ王が一票を投ずるのが古來の慣習である、と説明している。^(註五)ファルツ伯が此選舉に出席していないにも拘らず、全會一致と看做されたのも、矢張同様の考から、ベーメ王の参加で其理合がついたものと考へられたのであらう。^(註六)

(註一) 年代は詳にされていないが、一二二〇年から一二三五年までの間に、ラテン語原本と現存のドイツ譯が完成された、と推定される。

(註二) Zeuner, Die böhmische und die bayrische Kur im 13. Jahrhundert, Hist. Zeitschr. XCIV (1905), S. 210.

(註四) Wretschko, Der Einfluss der fremden Rechte auf die deutschen Königswahlen bis zur goldenen Bulle, Zeitschr. d. Sav.-Stift. f. Rechtsg. XX (1899) Germ. Abt., S. 181; Buchner, Die deutschen Königswahlen und das Herzogtum Bayern, 1913, S. 71.

(註五) Zeuner, a. a. O. S. 210. アインゲがザクセン法鑑に列挙している六諸侯は、古來上級宮内官職 (Erzämter) に在つた諸侯であるところから、アインゲは所謂 Erzämtertheorie の始祖と言はれるが、同じく上級宮内官であつたキーム王を除外しよう。キーム王を含めしる Erzämtertheorie は、ヴィルヘルムの選舉後現れ、ブラウンシュヴァインの國會で判然たる形をとつたものと考へんべきである。

(註六) "Sed ista (dux Bohemie) secundum quosdam non est necessarius, nisi quando alii discordant; nec istud ius habuit ab antiquo sed de facto hoc hodie tenet." Buchner, a. a. O. S. 73 f.; Zeuner, a. a. O. S. 212 參照。

(註七) Buchner, a. a. O. S. 77.

三

一二五六年一月二十八日ヴィルヘルム死し、新王の選舉が行われねばならなかつたが、當時の政情では、ブラウンシュヴァインで決定されたばかりの特定諸侯の全會一致が果して實現するかどうか危ぶまれた。そこで同年三月十七日マイニンツに集つたライン同盟諸都市(註一)の代表者達は「國王選舉に關與する諸侯」(principes ad quos spectat regis electio) に使節を派遣して「國家の爲に唯一人を全會一致で選ばれたし」(ut pro salute totius patriae in unam dignentur concordare personam) と請願し、若し二重選舉となつた場合には、いづれの王にも臣從せず、と固く決

中世ドイツの國王選舉と多數決原理

意を述べている。^(註二)之に對して、諒承した旨の回答が、ザクセン公やブランデンブルク邊疆伯等から、同年八月十五日、ヴュルツブルクで開かれた同盟都市の會合宛に與へられた。^(註三)夫にも拘らず諸侯の意見は中々まとまらず、其間隙に乗じて、外國勢力の推す二人の候補者が王位を争うことになつた。^(註四)

イギリス側に買収されたケルンとマインツの二大司教とファルツ伯は、一二五七年一月十三日、フランクフルトでリチャード (Richard of Cornwall) をドイツ國王に選立した。ベーメ王は、漸く其數日後二十二日に、使節を派して追加署名をなした。選舉當日フランクフルトの市内には、反對側のトリエルの大司教やザクセン公が居たので、紛争の起るのを恐れたフランクフルトの市民は城門を固く閉ざしてリチャード側諸侯の入市を拒んだ。そこで彼等はやむを得ず城門外で選舉を行つた。リチャードの選立に對抗して、教皇派のトリエルの大司教は、四月一日、フランクフルトでアルフォンソ十世 (Alfonso X.) の選舉を行つた。ザクセン公とブランデンブルク邊疆伯は賛成であつたが、出席しなかつた。さきにリチャードに、心進まぬまゝ追加投票をしたベーメ王は、改めて正式にアルフォンソに投票した。^(註五)

(註一) ライン都市同盟が結成されたのは一二五四年であるが、爾後毎年數回會議を開いて、いろいろな決議をなしている。

(註二) Zeuner, Quellensammlung zur Geschichte der Deutschen Reichsverfassung, 2, Aufl. 1913, Nr. 75. S. 96.

(註三) Zeuner, Die böhmische und die bayrische Kur, Hist. Zeitschr. XCIV, S. 211.

(註四) ヴィルヘルム王の死を機會に、イギリスのハンリー三世 (Henry III.) は、フリートリヒ二世の義兄弟である弟リチャード (Richard of Cornwall) をドイツ王となして勢力をドイツにも伸さんとしたが、イギリスの勢力の伸長を喜ばぬフランスのルイ九世 (Louis IX.) は數回戰を起してフィリップ (Philipp von Schwaben) の孫メーヘインのカステリア王アル

フォンン十世 (Alfonso X.) を對立候補者に推した。外國勢力の侵入を憂へたザクセン公やブランデンブルク邊疆伯は國內に候補者を物色したが、遂に果たさず、結局リチャードとアルフォンソとが王位を争うことになつたのである。

(註五) The Cambridge Medieval History, vol. VI, p. 118—9.

ケルンの大司教が、リチャードの選舉後直に、作成して公布した選舉^(註一)布告には、次のように述べられている。

「ケルンの大司教とファルツ伯は漸く決定した選舉日にフランクフルトの選舉場に赴いた。やむを得ず缺席したマインツの大司教ゲルハルト^(註二) (Gerhard) は今回に限りケルンの大司教に投票を委任した。トリエルの大司教アルノルト (Arnold) とザクセン公アルブレヒト (Albrecht) に使者を派遣して選舉に参加するよう勧めたが、夕方まで遂に現れなかつた。ベーメ王とブランデンブルク邊疆伯とは、缺席した上、代理さへもよこさなかつた。夫故ケルンの大司教とファルツ伯に全部の者の投票權が移つて、夫によつてケルンの大司教とファルツ伯はリチャード伯を王に選んだのである」と。

此布告は二つの點で重要な意義をもつ。其一は、七諸侯の名が初めて公文書^(註三)に列記されて、專任選舉侯として公認されたことである。教皇も亦、此選舉に關する一二六三年の教書 (Othobon) で選舉侯が七名であることを確認^(註四)した。其二は、缺席者は權利を失うと主張していることである。一二五二年の追加選舉當時迄は、有權者は必ずしも選舉當日に全部集ることを要せず、たとへて缺席しても、其權利を失うことにはならないから、事後的にも投票が出来る、と言う建前であつて、こうした考からヴィルヘルムの追加選舉も行われたのであるが、一二五七年の選舉に於ては、召集したにも拘らず缺席した者は權利を失つた者と看做されて、不参加者の事後的承認を否定し、召集に應じて

集つた者だけが、従つて自派の者だけが、唯一の合法的選舉母體であると主張している。此點に於てアルフォンソ側も、後に述ぶる通り、同じ立場をとつてゐる。唯、アルフォンソ側が多數決原理を援用するに反して、リチャード側はあくまで全會一致を主張し、之を教皇への報告の中で力説している。即ち「選舉侯の全部又は少くも其中の二人が集れば (omnibus electoribus vel saltem duobus ex ipsis……convenientibus) 選舉をなすことが出来る (ad electionem ipsam procedi potest)」と。即ち少くも二人の選舉侯が出席すれば選舉は有効に成立すると言うわけであるが、此二人と言うのは、ケルンの大司教とファルツ伯の二人しか出席しなかつたことを適法化せんとしたものであらう。ところで更に、此二人の出席者によつて選舉された者は、選舉侯の一全會一致で選ばれた者 (is electus esse concorditer) と看做さるべし、と主張している。^(註五) 其上リチャードは、同年五月十七日、アーヘン (Aachen) でケルンの大司教によつて加冠せられたので、適法に選舉され、適法に戴冠した王は、事後的に缺席者の追認を要せず、^(註六) 追加選舉を否定し、不参加者からの異議の申立を封じてゐる。

アルフォンソも亦シエナ (Siena) の市民に對する選舉布告に於ては、ドイツ諸侯の「優れた多數」^(註七) (maior et sanior pars) からのみならず、選舉權を有する總ての諸侯から、全會一致で選ばれた、と稱してはいるが、教皇に對する報告に於ては、明白にローマ・カノン法的多數決原理に據つて、選舉の有效性を主張している。之はドインの國王選舉に多數決原理を援用した初めての試みである。ところで四月一日に行われたアルフォンソの選舉に出席した特權諸侯は實はトリエルの大司教唯一人であつた。夫にも拘らず「ベーメ王ザクセン公並びにブランデンブルク邊疆伯の委任を受けて」 (a predictis rege Boemie, duce et marchione sibi super hoc potestate commissa) トリエル

の大司教は「自己と彼等の名に於て」(suo et illorum nomine)即ち四人の名に於て、アルフォンソを選擧した、と主張する。七選擧侯の中の四名が賛成投票したのであるから、アルフォンソは「選擧侯の全部によつたのではないが」(non per omnes predictos principes)「然し之等の諸侯の多數によつて」(sed... per maiorem partem eorundem principum)選擧されたこととなる、と言つて過半数による自己の當選を主張してゐる。^(註八)

(註一) Zeuner, Quellensammlung, Nr. 77, S. 98.

(註二) マイネツの大司教は本来選擧管理者を召集者であるべきであるが、當時ゲルハルトは、ブラウンシュヴァイヒ公に捕われつゝ、出席することさへ出来なかつた。

(註三) 一二五二年に略々確定した七選擧侯は、一二五六年ウィルヘルムの法令によつて其名が公表されたいが、此法令(Reichsweistun Wilhelms von Holland, 1256)は今日残存していない。(Schröder, a. a. O., S. 516; Schwerin, a. a. O. S. 146 参照)此法令が會て存在したことも推定であるから、リチャードの選擧布告を以て、七選擧侯の名が公式に發表された最初のものとなすことが出来るであらう。

(註四) "principes vocem in huiusmodi electione habentes, qui sunt septem numero." Zeuner, Quellensammlung Nr. 80. Qui celum, S. 100.

(註五) Zeuner, a. a. O., S. 100 f.

(註六) Wretschko, a. a. O., S. 183.

(註七) Wretschko, a. a. O., S. 184.

(註八) Zeuner, a. a. O., S. 103.

アルフォンソとリチャードの選擧を比較するに、其合法性に於ては、兩者の間に大した優劣がない。唯、現實に出

席した選舉侯は、アルフォンソの時はトリエルの大司教唯一人であるに反して、リチャードの時にはケルンの大司教の他にファルツ伯が出席している。従つて、リチャード側は選舉の最低要件として、二人の選舉侯の出席投票を主張して、暗にアルフォンソの選舉の要件の不備を指摘しているのであるが、更にリチャードに歩があつたことは、アルフォンソが加冠されなかつたのに反して、リチャードは兎にも角にもアーヘンでケルンの大司教から冠を受けていることである。夫故に、戴冠式までは選舉は取消し得ることを主張しているが、アルフォンソ側は、選舉日の決定も投票も、すべて多數決によらねばならぬ、と主張し、リチャードの選舉は其點で合法的な選舉ではない、従つて合法的な選舉を前提としないリチャードの戴冠は無効である、と主張し、多數決で選舉された者は、戴冠式を擧げなくても、法律上當然に合法的な王である、と斷じて、アルフォンソのみが合法的ドイツの王である、と主張した。(註二)

リチャード側は、ベーム王の票を期待しながら、選舉布告作成の時迄に間に合なかつたから、確實な票はケルンとマインツの大司教とファルツ伯の三票だけであつて、之を以てしては、多數決を主張することが出来ないが、ベーム王が假に當日布告作成前に署名したとしても、そして又、後にアルフォンソに投票しなかつたとしても、恐らくは多數決原理を以てはアルフォンソに對抗しなかつたであらう。蓋し選舉の前年のライン同盟諸都市の要望にも見られる通り、ドイツに於ける一般的空氣は、依然として全會一致でなければ説得力をもたなかつたからである。此點に於てアルフォンソ側も亦同様である。アルフォンソも、一般民衆に對しては、矢張り、全會一致であつた、と主張している。然し之のみを以てしてはリチャードに對抗することは出来ない。ところが幸にして、ベーム王が意を決してアルフォンソに正式に投票した爲、リチャードに對するベームの票は無効とし、アルフォンソに對する票のみを有効と

なすことが出来て、アルフォンソの得票を四票と數へることが出来たし、偶々リチャード側が公表した選舉侯の數を逆用することによつて、アルフォンソの得票は過半數であつた、と多數決原理を主張することが出来たのである。其上アルフォンソは、もともとローマ・ラテン系の空氣の中で育つた人であり、教皇廳の支持に依つて立候補した人であるから、既に教皇選舉(註二)に於て行われていた多數決原理の法意識にも親しんでいたらうし、又之を國王選舉に採用することに依つて、二重選舉の仲裁官たる教皇の意を容易に迎へ得るものと信じたことであらう。

(註一) Kramer, Das Kurfürstenkolleg von seinen Anfängen bis zum Zusammenschluss im Renser Kurverein des Jahres 1338, 1913, S. 147; Kramer, Wahl und Einsetzung, S. 5, 62.

(註二) 一五九九年の教皇選舉の時、アレキサンダー三世 (Alexander III.) とヴィクトール四世 (Victor IV.) との二重選舉となり、長年に亘る教會の分裂 (Schisma) の後、一七九九年の第三回ラテラン會議 (Lateran Synode) で、三分の二の票を得た候補者は直に當選した者と認められた。

四

然しアルフォンソは遂にドイツの地を踏まず、リチャードも僅にライン地方で認められていたに過ぎなかつたから、ドイツには實は國王が存在しなかつた、とも言えるのであるが、一二七二年四月二日、リチャードの死を機會に、眞にドイツ全體を支配する權威ある王、然かも外國人ではない純ドイツ人たる王を戴とうと言う要望が高まつた。二十數年に亘る大空位時代の果てしない混亂に漸く終止符が打たれる機が熟したのである。然しドイツを再び統一するには、萬人が認むる王でなければならぬ。この強い要望を逸早く表明したものは都市であつた。

中世ドイツの國王選舉と多數決原理

一二七三年二月、中部ライン並びにヴィッテラウ地方の諸都市は「二重選舉となつた時には、いづれの王をも承認せず、全會一致で選ばれた王のみを承認す」と宣言した。そこで選舉侯間の意見をまとめる爲にマインツの大司教ヴェルナー(Werner)が奔走し、先づファルツ伯を説得して立候補を断念せしめた上、シュヴァーベン伯ルードルフ(Rudolf von Habsburg)を支持することを約せしめ、九月一日に右の兩人は契約を締結し、ケルンの大司教の諒解を得て、選舉は如何なる場合にも「全會一致で決すべき」旨を宣言し、數日後には、更にトリエルの大司教をも加へて、同月十一日に、四人のライン諸侯が國王選舉についての一致の行動をとるべきことを約束した。即ち三人の意見が一致したならば、残りの一人も之に賛同すべき旨を互に誓約したのである。此約束に更にブランドンブルク邊疆伯ヤザクセン公をも加へて、ルードルフを推舉することに決定した。^(註一)

右は選舉の前段(*irwelen, nominatio*)が實際に如何なる方法で行われたかを示す好個の例であるが、ゲルマン法で要請される全會一致の決議を成立せしむるには非常な努力が拂われねばならぬことがわかるであらう。熱心な説得と多大な時間が其爲には必要とされる。然かも尙多數と見解を同じくし得ない者が残る。然し結局は、少數は多數に従わねばならぬ、と言う義務を感じて、全會一致が成立する。之がゲルマン的多數決である。多數の意思が直に全體の意思と看做されるのではなくして、少數が、自己の意思に反しても、全體の意思を形成せんとする目的の爲に、多數の意思に同調して、實際に全部の者の意思が同一となるのである。^(註二) こうした形での多數決がゲルマンの法慣習として行われていたのであるが、誓約に依つて、此同調義務は更に強められる。四人のライン諸侯は、三人の意見が一致したならば残りの一人も之に賛同すべき旨を誓約して實行した。他の諸侯も亦同様である。然し之が爲には全體の數

が奇数であることが望ましい。之れ選舉侯の数が七名となつた所以である。

右の如くして候補者は決定したが、愈々選舉となると同調しない者が現れた。ベーム王オトカル (Attokar) は豫て自らドイツ王たらんと劃策していたから、其代理として来た使者は、ベーム王以外の候補者の選舉には必ず拒否權を行使するであらうと氣遣われた。そこで強硬に其選舉への参加を斷り、其代りに、七名と言う數を維持する爲に、豫め取交わされた約定に従ひ、バイエルン公ハインリヒ (Heinrich) の使者を参加せしめた。^(註四)ところが其爲に又困難な問題が起つた。當時ハインリヒはバイエルンの半分を領有するに過ぎず、残り半分は其兄ファルツ伯ルートヴィヒ (Ludwig) に屬していた。夫故ハインリヒの選舉への参加は、バイエルンの半票の行使と看做され、ルートヴィヒのは残り半票とファルツ伯としての一票、合計一票半の行使と看做された。従つて從來の方法で、個別投票を行つたら、票の量的差異を表現することが困難であつた。ハインリヒの票はルートヴィヒのより完全に一票分少いにも拘らず、ルートヴィヒと同様に一票を投ずるのは如何にも不合理であつた。然し最も大きな問題はハインリヒがルートヴィヒの選舉に餘り賛成していなかったことである。夫故從來通り一人づつ選舉宣言をしたならば、ハインリヒの使者は果してルートヴィヒを名指して票を投じたかどうか甚だ疑問であつたのである。^(註五)

(註一) Wretschko, a. a. O. S. 193f.

(註二) 町田實秀「多數決と全體一致」一橋論叢第二十三卷第二號三〇頁、四七頁参照。

(註三) 「少數者は多數者の意欲せることを同様に意思すべき法律上の義務が規定されているのが普通であつた。少數者は多數者に反對することを許されず、之に従うべきものとされた」Gerke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, II, S. 482.

“da soll der minder theil dem mehren volgen, ohne widerprechen” Sachs. L. R. II 55, Grimm I 139.

(註四) Wretschko, a. a. O. S. 195; 少數者があくまで自説を固執する時には此者は團體から排除される。町田、前掲書三〇頁参照。

(註五) Buchner, a. a. O. S. 117.

そこで一人づゝ順を追つて個別的に投票する従来の方式を避けて、選舉侯一同がファルツ伯ルートヴィヒ唯一人に投票を委せ、ルートヴィヒが「自己並びに選舉權を有する他の總ての諸侯の委任と名に於て」(sui ac omnium aliorum principum ius in electione habencium auctoritate et nomine) ルートルフを「王に選舉した」(in Romanorum regem...elegit) のであつた。即ち全部の票を一括して投じたのであるから「全會一致で選んだ」(una voce votoque unanimi eligentes) のである。と選舉布告には誌されてある。(註二) 然し選舉侯の一人が仲間の委任を受けて投票すると言ふことは實は決して此時初めて行われたものではない。既に一二五七年の二重選舉の際にも、リチャード側ではケルンの大司教が、アルフォンソ側ではトリエルの大司教が、缺席者の代りに投票した、と主張している。夫故一二七三年の選舉に於ける革新的なことは、選舉侯が、自身又は代理で、全部出席しておき乍ら、仲間の唯一人に委任して投票 (electis) をなしている點である。ところが此形式が、偶々教皇の選舉に於て行われていた「一人に依る投票」(electio per unum) と軌を一にしているのである。とは言へ偶然の一致ではない。確に形式の點に於てはカノン法の影響があらう。然し教皇の承認を得易からしむる爲にのみかゝる方式が採用されたのであるまい。若し然りとせば、更に一步を進めて、教皇選舉に於けると同様、多數決原理を採用すべきであつたらうに、尙依然として全會一致

主義を固執している。アルフォンソが主張した多数決原理は、彼自身が遂にドイツの地を踏まなかつたと同様に、ドイツ人一般のゲルマン的法律感情の中には未だ入り込み得なかつたのである。然し全會一致主義は、形式的には今尙守られているが、實質的には最早維持出来なくなつて來た。全會一致への手段としてのゲルマンの多数決が行われ難くなつたからである。多數に従ふベーム王を仲間から除外したが、代りに入れたバイエルン公も亦多數に従いそうもなかつた。かゝる時に、實質的に全會一致でなかつたものに、全會一致たる外觀を與へたものが此「一人に投票を委任する方式」であつた、と考うべきであらう。と言うことは又、時代がゲルマン的全會一致主義からローマ的多数決原理採用への一歩手前の過渡時代にあつたことを意味する。其證據としては此ルードルフの治世中に、多数決原理が次第に他の分野に入り込み始めたことを指摘することが出来るであらう。

ルードルフ即位の年に、國王が國有財産を處分するには、選舉侯の承認を要す、と定められたが、一二八一年のニェルンブルクの法令は、右の承認は「選舉侯の多數の承認」(consensu maioris partis principum in electione Romani regis vocem habentium)を以て足れりとした。そして例へば、ルードルフは一二八五年十月十八日にバーゼル(Basel)の教會に、「右の如き「承認を必要とする諸侯の多數の承認を経て」(de consensu maioris partis principum, quorum consensus in hoc fuerat requirendus)土地を寄進している。然し又、國王選舉についてもルードルフは、一二七六年の或文書で之に言及し、選舉侯は、全會一致か又は多数決で、國王を選舉することを得、と述べてゐる。

(註1) Zeumer, Böhm. u. bayr. Kur., S. 221; Zeumer, Quellensammlung, Nr. 89, S. 127.

一橋論叢 第二十四卷 第四號

(註二) Zeuner, Quellenammlung, Nr. 83, S. 123.

(註三) カノン法 *electio per unum* 及び *electio per quatuordecim* Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, III. S. 315 f. 參照。

(註四) 教皇の承認を得易からしむる爲に意識的にカノン法の制度を継承したの事なる言説は初め Bresslau (Deutsche Zeitschr. f. Geschichtsw., V. N. F., II 122 ff., Zur Geschichte der deutschen Königswahlen von der Mitte des 13. bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts) 及び Schröder (a. a. O. S. 516) 等が言及する。

(註五) Wertschko, a. a. O. S. 198; Hugelmann, Die deutsche Königswahl, S. 185; Zeuner, Böhm. u. bayr. Kur, S. 245; Schröder, a. a. O. S. 518, 558.

一二七三年に行われた新方式は、一二〇八年ハインリヒ七世 (Heinrich VII von Luxemburg) の選挙に於て更に一段と整備されると共に之に新しい意味が與へられた。

一二〇八年アルブレヒト (Albrecht) 急死し、長子フリートリヒ (Friedrich) 其跡を襲わんとしたが、ハップスブルク家の勢力の増大を恐れた選挙侯達は、暫く其選立を躊躇していた。折しもフランシスのフィリップ四世 (Philip IV) は、佛人大司教を教皇の位に即けて、クレメンヌ五世 (Clemens V) となし、居をローマから佛領アヴィニョン (Avignon) に移さしめて之を屈服し、ヨーロッパの覇權を握らんとして、更に其手をドイツにも伸さんとした。偶々アルブレヒトの死を機會に、教皇をしてフィリップの兄弟シャルル (Charles de Valois) をドイツ王の候補者に推挙せしむると共に、選挙侯を買収し始めた。外國勢力の國內波及を恐れたトリエルの大司教バルドゥアイン (Baldwin) は其兄ハインリヒ (Heinrich von Luxemburg) を候補に立て、先づマインツの大司教を説得して賛成せしめ、次でケルンの大司教や他の俗界諸侯の賛成を得て、漸く一二〇八年十一月二十七日、全會一致を以てハインリヒ七世を選立した。然し依然として、フランス王が教皇をしてハインリヒの選挙を取消させ、シャルルをドイツ王として押付けんとする氣配があつたので、かかる干渉を排除する唯一の途は、選挙手續を

完備し、選挙があくまで適法に行われ、異議を挟む餘地が全然なきことを選挙報告で立證することであつた。殊に其數年前、
 教皇ボニファキウス八世 (Bonifacius VIII.) が、二重選挙にならなかつた場合にも選挙手續の審査権あり、と主張した後で
 あつたから、選挙手續を特に嚴密にして、之を詳細に布告の中に記している。

選挙布告はバルドゥインの起草になるが、指名 (nominatio) と投票 (electio) の二段階が、未だ會てない程明確に區別されてある。先づ第一に、ケルンの大司教が、選挙侯達を一人づゝ前に招いて、誰を選ぶかを尋ねると、選挙侯達はいづれも、ハインリヒを選ぶ旨を答へる。之で指名 (nominatio) が終つて、第二段の投票 (electio) に入るのであるが、選挙侯一同はファルツ伯ルードルフ (Rudolf) に投票を委任する。布告は之をルードルフの一人稱で次のように記している。「余ルードルフは、余及び選挙権を有する余の同僚選挙侯達すべてに代つて (ego Rudolphus comes palatinus Rheni vice mea et coelectorum meorum omnium ius in ipsa electione habentium)……ルークセンブルク伯ハインリヒを (Henricum comitem Lucelemburgensem)……ローテ王に選挙 (eligo in Romanorum regem)」^(註1)。

惟うに従來は、一二七三年の選挙を見ても、選挙の前段である指名は以前の Hwelen と同じく、諸侯の意見をまとめることに重點が置かれていた。ところが今や指名は、以前、選挙の後段で行われた「嚴かな選挙宣言」(feierlicher Kirspruch) のように、嚴かな儀式で行われる。指名は最早意見をまとめる爲の下相談ではなくて、一人一人に意見を表示せしむる手續となつた。前段で斯の如く選挙侯一人一人の個性が高められる結果、夫に對比して後段の投票と言う行爲の統一性が顯著となる。さきに全會一致の外観を與へる爲に試みられた新しい方式に、更に「一人に依る

投票」(electio per unum)と同じローマ・カノン法的意味が與へられるようになった。ポニファキウス八世の要求した審査權に對抗する爲にも、又クレメンヌ五世に手續の不備を指摘されることを豫防する爲にも、選挙の手續と其解釋はカノン法的たるを得策としたのではあるが、夫ばかりではない。ドイツ人の團體意識そのものが、一人に投票を委任する方式のローマ・カノン法的解釋を受入れられる程ローマ的個人主義(註二)に近接して來たのである。即ち此布告には、指名するのは選挙侯一人一人であるが、投票をなすのは選挙侯團夫自體であると言ふ考が現れている。(註三) 七選挙侯は集つて統一的な法人をなす、と考へられるようになったのである。夫故に、一人が委任を受けて全體の爲に投票するのは、全會一致の外觀を與へる爲ではあるが、夫と同時に法人の統一的意思を具象的可視的に表示する方法と考へられた。然しここまでローマ・カノン法的思维に近づけば、其多數決原理を取入れることも亦容易となる。

(註一) Kramerer, Das Kurfürstenkolleg, S. 229 ff.; Zeumer, Quellensammlung, Nr. 131, S. 163 f.

(註二) 町田實秀「多數決と全會一致」、ドイツ的ゲルマン的團體意識については四五―七頁、ローマ的團體意識については四―一二頁、四七―九頁参照。

(註三) Kramerer, a. a. O. S. 231.

一三一三年、ハインリヒ七世の急逝はドイツを又もや混亂に陥入れた。新王選挙について諸侯一致せず、或者はルトヴィヒ四世(Ludwig IV. von Bayern)を推し、或者はフリードリヒ(Friedrich von Österreich)を立てんとした。一三一四年十月初め、選挙の日近づくと兩候補者は夫々味方の諸侯と軍を卒いてフランクフルトに赴く。兩派の衝突を恐れた市民は城門を固く閉ざして兩軍勢の入市を拒んだので、双方マイン川を挟んで相對峙す。ルートヴィ

と側にはマインツの大司教、トリエルの大司教バルドゥイン、バルドゥインの甥ベーメ王、フランデンブルク邊疆伯、ザクセンラウエンブルクのザクセン公の五名が参加し、フリートリヒ側にはケルンの大司教、ファルツ伯、ベーメ王を僭稱するハインリヒ (Heinrich von Karinthia)、ザクセンヴィッテルベルクのザクセン公の四名が参加した。双方對峙のままフリートリヒの陣營では十月十九日に急遽フリートリヒを選立したので、ルートヴィヒ側でも翌二十日嚴かに選舉を行つた。フリートリヒの得票四、ルートヴィヒの得票五であつたが、票の中には疑問のものもあつて、いづれとも決せず、折しも教皇空位で教皇廳からの仲裁も干渉もなきまゝ、兩王は解決を武力に訴へて、相争うこと八年の長きに及んだが、遂に一三二二年九月十八日、ミュールドルフ (Mühlendorf) でフリートリヒはルートヴィヒに敗れて捕わる。^(註一)

戰勝後ルートヴィヒは教皇ヨハネス二十二世 (Johannes XXII.) に更めて王としての承認と加冠とを求めたが、教皇は一三二三年十月八日、書簡を以て「ルートヴィヒもフリートリヒも合法的な王に非ず、従つて更めて新王が選ばれる迄は空位と看做さるべきである」との理由で、ドイツに對する統治權を主張した。かかる不當の干渉に對して、ドイツ諸侯は、先づ同年十二月十八日にミュンベルクに於て (所謂 Nürnberger Appellation)、翌一三二四年一月五日にはフランクフルトに於て (所謂 Frankfurter Appellation)、更に同年五月二十二日にはザクセンハウゼンに於て (所謂 Sachsenhäuser Appellation) 抗議文を發表して、教皇と激しく争つたが、此教皇との論争の間に國王選舉に關する法律觀に著しき變化が起つた。^(註二)

之等の抗議の中で、特にザクセンハウゼン抗議に於て、ルートヴィヒは、古來ドイツに於て國王選舉が如何様に行

われて来たかを述べて居るが、いつしかローマ・カノンの多數決原理に近づいているのである。曰く、ザクセンの票は二人に分れて、いづれが有効か未だ決定せず、ベーム王を僭稱するハインリヒの票は無効であるから、之等を除けば、結局フリートリヒの得票は僅かに二票に過ぎず、之に反してルートヴィヒのは四票となる。一體「選挙候の多數、即ち四人から選ばれた者」(qui a maiori parte electorum, puta a quatuor, electus fuerit)は「全會一致で選ばれた」(in concordia electus)と看做さるべきである。^(註三)其上(兩者の有效得票四と二を合すれば六票となるから)ルートヴィヒは「ただに選挙候の多數からのみならず、三分の二からなり」(non solum a maiori parte, immo a duabus partibus electorum)選ばれている。従つて教皇が教皇選挙に對して要求しているのと同じ方法(即ち三分の二多數決)で選ばれたのであるから、ルートヴィヒの選挙のみが有効である。^(註四)と。即ち選挙候の多數による選挙に、選挙候の全部によつて全會一致で行われた選挙と同一の法律効果を認めんとするものである。之に依つて、一方ではゲルマン的法律感情を満足させ乍ら、他方ではローマ・カノンの多數決原理を取り入れようとしているのである。ここまで来れば後一步で、選挙は必ずしも全會一致たることを要せず、多數決でも可なり、と言ふところまで到達する。そして夫は間もなくレンゼの選挙候會合(Kurverein von Renze)に於て達成された。

(註一) Cambridge Medieval History, vol. VII. p. 114—6.

(註二) Wretschko, a. a. O. S. 201.

(註三) Zeuner, Böhm. u. bayr. Kur, S. 231; Zeuner, Quellensammlung, Nr. 139. S. 178f.

(註四) Wretschko, a. a. O. S. 202; Zeuner, Quellensammlung, Nr. S. 178.

一三三八年七月十六日にレンゼ (Rense) で行われた選舉侯の會合は「選舉侯の全部、若しくは夫等の諸侯の多數から王に選ばれたる者」(aliquis a principibus electoribus imperii vel a maiori parte numero eorundem principum... pro rege Romanorum est electus)は「たとへ意見の不一致があつた場合でも」(etiam in discordia)即ち反對の少數意見があつても、多數によつて選ばれたならば「ローマ教皇による適格性や選舉手續の審査、承認等を必要とせず」(non indiget... approbatione, confirmatione, assensu vel auctoritate sedis apostolice)と宣言して、教皇の干渉を完全に排撃し、國王の支配權は終局的には教皇に依つて與へられるものであると宣言思想を完全に否定したが、更に此宣言を國法化した同年八年六日のルートヴィヒの「國王選舉法」(Licet iuris)は更に一段と積極的に規定して「選舉侯から全會一致で、若しくは彼等の多數から」(ab electoribus imperii concorditer vel a maiori parte eorundem)「皇帝乃至國王に」(in imperatorem sive in regem)選ばれたる者は、専ら「選舉のみに依つて直に」(statim ex sola electione)「眞正の王に」^(註二)「且皇帝となる」(est verum rex et imperator Romanorum)と宣言した。

全會一致又は多數決に依つて直にローマ皇帝となる、と言うのは、さきのサクセンハウゼン抗議から出て來る當然の歸結である。漸く全會一致の他に多數決をも認めたが、然し依然として、選舉は夫に参加した選舉人の全會一致で行われねばならぬ、と言うゲルマン古來の原則が行われている。ここに言う「多數」とは未だ出席者の多數ではなくして、依然として「選舉侯の多數」(a maiori parte electorum)である。選舉侯團を構成する七選舉侯のうち少くも其多數、即ち四名以上が出席して、出席者の全會一致で選舉は行われねばならなかつた。多數決原理を採用し乍ら、

まだ、全會一致の原則を棄てかねていたのである。

従つて一三四年のカル四世 (Karl IV.) の選舉に於ても、七選舉侯のうち五名が集つて、全會一致で選舉を行つてゐる。然し既に教皇の審査權や承認權を否認したのであるから、教皇の審査に合格する爲に特に選舉の手續を嚴格に行ふ必要は最早なくなつたし、選舉布告で之を詳細に記述する必要もなくなつたわけである。従つて其布告を見るに、從來のように手續を指名 (nominatio) と投票 (electio) の二段に明確に區別してゐない。と言うよりは、後の投票の段階がなくなつて、前段の指名が直に本選舉になつてゐる。殊に「一人に依る投票」(electio per unum) がなくなつたのは、一つには教皇選舉に做う必要がなくなつた故もあらうが、又一つには多數決原理が本格的に理解されて來て、全會一致の要請が影を潜め、最早全會一致の外觀を無理に與へる必要を感じなくなつた爲であらう。

右の如き發展の終局點をなすものが一三五六年のカル四世の金印勅書 (Goldene Bulle) である。之はカル四世の選舉に行われた方式を立法化したものであるが、從來の意味に於ける投票 (electio) は全く廢止され、指名 (nominatio) が、ハインリヒ七世の選舉の際行われたように、儀式的に嚴かに個別的に行われ、之が設權的行爲に高められて、選舉夫自體となつてゐる。^(註五) 然かも最早全會一致は要請されていない。從來のように「全部又は多數により」と言わずして、單に「多數により」と言つてゐる。個別的投票により其多數の票を得た者が直に王となるのである。然かも其多數は選舉侯の「全體のうちの多數」ではなくして「出席者の多數」である。^(註六) 夫故に「選舉侯の多數」(pars maior electorum) とは言わずして「彼等又は彼等の多數が選ぶ」(ipsi vel pars eorum maior numero elegerit) とあるが、此彼等 (ipsi) とは出席せる「選舉侯又は使者」(electores seu nuntii) の意と解せらる。^(註七) 即ち

出席者の多数決によつて直に當選者が決定するのによつて、斯して初めて多数決原理が完全に確立された、と言へる
べきであらう。

- (註一) Zeuner, Quellensammlung, Nr. 141. C. S. 183.
- (註二) Zeuner, a. a. O. Nr. 142. S. 184.
- (註三) Zeuner, a. a. O. Nr. 142. S. 184; Hugelmann, a. a. O. S. 186 f.
- (註四) Zeuner, a. a. O. Nr. 144. S. 187.
- (註五) Zeuner, Böhm. u. bayr. Kur, S. 232.
- (註六) Kramerer, Wahl und Einsetzung, S. 74.
- (註七) Wretschko, a. a. O. S. 206.

(昭和二十五年七月三十一日)